

豊橋市監査公表第19号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年3月13日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	坂柳泰光
同	伊藤哲朗

令和4年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 [団体名: 豊橋市スポーツ協会

公表番号: 15号]

対象団体 及び市所管課	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
豊橋市 スポーツ協会	指摘事項	年次有給休暇届及び年次有給休暇台帳において、記載が不十分な事例が散見されたので、職員への記載の指導を徹底するとともに、休暇の取得状況を把握するため、年次有給休暇台帳等の適正な管理をされたい。	休暇取得状況を確実に把握するため、年次有給休暇届の様式を廃止し、令和5年1月から休暇届と台帳を兼ねた年次有給休暇届出簿を作成することで、適正な管理を徹底した。	R7.3.5
	指摘事項	年次有給休暇の取得日数が5日未満の職員等が見受けられたので、労働基準法を遵守して業務に当たられたい。	職員へ再度制度を周知指導し、年次有給休暇が10日以上付与されている職員は5日以上取得させることを徹底した。	R7.3.5
	指摘事項	時間外勤務手当支給額において、時間数の積算に誤りがあったため実際に支払われる額でない支給額が支出されたので、適正な事務処理を行うとともに、人為的なミスを防止するため、システム化を検討されたい。	システム化については予算の確保が難しいため、令和4年9月よりタイムカードを導入するとともに、複数人で確認するなど体制の見直しを図り、時間数の積算を適正に行うこととした。 なお、誤りがあった時間外勤務手当については、戻入等の手続きを終えている。	R7.3.5
	意見	市営運動場利用料金減額決裁において、市が後援する行事であることを理由に減額しているが、後援を確認できる書類が見受けられなかったので、体育施設利用料金減免要綱ののっとり適切な事務処理に努められたい。	体育施設利用料金減免要綱に基づき、適切な事務処理を行うよう周知徹底した。	R7.3.5
	意見	学校体育施設開放使用料収納事務において、使用料を収納した日から7日間以内に金融機関に払い込んでいない事例や領収印の日付が不鮮明なため手書きで加筆したなど不適切な事例が見受けられたので、管理運営仕様書やマニュアルに基づき、適切な事務処理に努められたい。	学校体育施設使用券現金等出納事務マニュアルに基づき、協会職員全員に適切な事務処理を行うよう改めて周知徹底した。	R7.3.5
	意見	情報公開規程、職員就業規則及び評議員会の議事録において、誤字や引用条文の誤りが散見されたので、確認体制の強化を図るなど、適切な事務処理に努められたい。	各種規程・規則・評議員会等の議事録を正確に作成するため、確実に複数人で確認するよう、体制の強化を図った。また、各種規程・規則については令和5年6月の理事会にて修正した。	R7.3.5
「スポーツのまち」づくり課	意見	総合運動場等指定管理業務の豊橋球場等夜間照明不点修繕において、新旧指定管理者の業務引継時期に集中して修繕を実施しているので、修繕保留・未対応となっている案件を指定管理者から報告させ、計画的な修繕が行われるよう適切なモニタリングに努められたい。	修繕保留・未対応となっている案件のリスト化を行い例月の連絡調整会議で報告するよう指定管理者へ指導し、令和5年1月の連絡調整会議から運用を変更した。	R7.3.5